

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の特例業務勘定の 利益剰余金の使途に関する基本方針

(経過)

標記剰余金については、事業仕分けにおいて国庫返納と結論付けられ（平成22年4月27日）、また、会計検査院から利益剰余金1.45兆円のうち1.2兆円を国庫に返納すべしとの指摘が行われた（平成22年9月24日）。

これについて、財務省は利益剰余金を一般財源に活用する方針であり、国土交通省は鉄道施設整備等に活用する方針と伝えられている。

なお、利益剰余金は日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（以下「処理法」という）によりすべて積立金とすることが義務付けられており（処理法27条）、国庫返納の場合も、別に活用する場合も同法の改正が必要となる。

(基本方針)

- 1 利益剰余金は、国鉄改革に由来しているものを主な財源としているのであるから、鉄道機能の活性化のために活用すべきものである。
- 2 具体的には、課題とされている次の事業に活用されるべきである。
 - (1) 整備新幹線の整備（延伸）
 - (2) 並行在来線への支援
 - (3) JR三島会社及びJR貨物の経営支援
- 3 このため、処理法27条の特例規定を設ける等の議員立法を提案することとする。
- 4 法案は以下を骨子として早急に成案を作成することとし、その作業を行うため、当調査会に作業部会を設けるものとする。
 - (1) 処理法27条の規定にかかわらず、剰余金を、国土交通大臣の承認を受けて、新幹線の建設（建設勘定への繰入）、並行在来線への支援（助成勘定への繰入）に充てることのできるものとする。
 - (2) 機構の特例業務としてJR貨物に対する助成及び三島経営安定基金に対する出資を追加するとともに、剰余金を、国土交通大臣の承認を受けて、この追加業務の財源に充てることのできるものとする。

平成22年10月21日

自由民主党整備新幹線等鉄道調査会
会長 長 勢 甚 遠
自由民主党整備新幹線建設促進議員連盟
会長 町 村 信 孝